

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県串間市大字西方五七四九番地六、最後の住所宮崎県串間市大字西方五七四九番地の六 被相続人 亡 井上 良子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

宮崎県日南市南郷町湯上一八一六番地三

相続財産清算人 司法書士 高島 実

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 東京都板橋区舟渡四丁目三九七一番三

二 供託所 東京法務局

三 供託番号 令和八年度金第二八六〇号

四 供託金額 二百八万四千九百七十六円

五 裁判所 東京地方裁判所

六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和六年(チ)第三〇一四号

令和八年五月十四日

東京都千代田区大手町一丁目七番二号東京サ

ンケイビル二五階 センチュリー法律事務所

所有者不明土地管理人 弁護士 廣瀬健一郎

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 京都市南区西九条針小路町一〇二番地

二 供託所 京都市南区西九条針小路町一〇二番地

三 供託番号 令和八年度金第四一二号

四 供託金額 五、七九〇、〇〇〇円

五 裁判所 京都地方裁判所

六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和七年(チ)第十二号

令和八年五月十四日

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二六

三京築烏丸ビル七階 つかさ法律事務所

所有者不明土地管理人 井上 和人

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 熊本県玉名郡和水町内田字柿木ウ

二 供託所 熊本地方裁判所玉名支部

三 供託番号 令和八年度金第六号

四 供託金額 四十三万三千円

五 裁判所 熊本地方裁判所玉名支部

六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和六年(チ)第七号

令和八年五月十四日

熊本県玉名郡南関町大字関町一四七二番地一

所有者不明土地管理人 松永 朋子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 クボ・テンジヤイ

住所 埼玉県秩父市大字大野原六五五番地

二 供託所 さいたま地方裁判所秩父支部

三 供託番号 令和八年度金第六号

四 供託金額 一万三三三円

五 裁判所 さいたま家庭裁判所秩父支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年(家)第一六五号

令和八年五月十四日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号 秩父

鉄道熊谷ビル四階 弁護士法人けやき総合

法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 白石加代子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 秋元シズ子

住所(従来の住所) 不詳

本籍 東京都豊島区南長崎五丁目三八八番

地 地

二 供託所 東京法務局

三 供託番号 令和八年度金第二八九三三

四 供託金額 六六三万三九四六円

五 裁判所 東京家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年(家)第七〇一九八号

令和八年五月十四日

東京都中央区銀座五丁目一五番一号南海東

京ビルディング八階 田賀法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 小林 喜浩

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 端山 忠彦

従来の住所 大阪府高槻市南平台五丁目三番

二 供託所 大阪法務局

三 供託番号 令和八年度金第三一四号

四 供託金額 四一、五〇八、〇六三円

五 裁判所 大阪家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年(家)第八一三九五号

令和八年五月十四日

大阪府中央区伏見町三丁目二番四号淀屋橋

戸田ビル六階

不在者財産管理人 弁護士 赤松 俊治

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 和田 良子

従来の住所 不明

二 供託所 大阪法務局

三 供託番号 令和八年度金第五三三三

四 供託金額 三、四七五、一三五円

五 裁判所 大阪家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年(家)第八一四三三五

令和八年五月十四日

大阪府北区西天満四丁目二番二号ODI法

律ビル六〇三号

不在者財産管理人 弁護士 木村 知子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 鈴木 広幸

住所 鹿児島県鹿児島市郡元町六番二二号き

りビル三〇三三

二 供託所 山口地方裁判所

三 供託番号 令和八年度金第二五号

四 供託金額 五三、九七六円

第61期決算公告

令和8年5月14日 静岡県浜松市中央区砂山町331番地の21

株式会社浜友A.L.

代表取締役 大石 恵司

貸借対照表の要旨 (令和7年12月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部			負債及び純資産の部		
流動	固定	繰延	流動	固定	株
資産	資産	資産	負債	負債	資本
9,083,426	15,293,706	3,091,673	8,381,523	6,408,683	12,530,758
					300,000
					12,230,758
					75,000
					12,155,758
					(161,654)
					147,840
					147,840
資 産 合 計			負債・純資産合計		
27,468,806			27,468,806		

五 裁判所 山口家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年(家)第七〇八二号

令和八年五月十四日

山口県周南市大字徳山五五七八番地の一

イムライトK二階

不在者財産管理人 井上 淳

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年五月十四日

一、墳墓等所在地 富山県高岡市錦町三十四

一、墳墓等の名称 不遠墓 ①四津与吉 ②柳

三平

一、死亡者の本籍及び氏名 ①本籍不詳 四津

脩・四津多美・四津浩平 ②全て不詳

一、改葬を行うおとする者 富山県高岡市錦町

三十四 宗教法人不遠寺 住職 六浦 恵秀